

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は青少年の健全な育成を図り、青少年相談員活動の促進を目的として、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は運営費及び事業費とする。

(補助金の額)

第3条 予算の範囲内において、市長が必要と認めた額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする青少年相談員連絡協議会の会長（以下「申請者」という。）は、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 事業報告書
- (5) その他（役員名簿・会則・事前交付理由書）

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付についての意見聴取)

第5条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴くものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請

者に通知するものとする。

- 2 市長は、第4条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(補助金の請求)

- 第7条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた申請者は、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に請求しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 申請者は、補助事業完了後、速やかに船橋市青少年相談員連絡協議会補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、申請者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の確定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査により適合と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市青少年相談員連絡協議会補助金確定通知書(第4号様式)により申請者へ通知する。

- 2 補助金額の確定後、戻入が生じた場合は、速やかに、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金精算書(第6号様式)を市長に提出し、精算の手続きを行わなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

- 第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(財産の処分の制限)

- 第11条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその

従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（書類の整備及び保存年限）

第 12 条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 10 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 13 条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第 7 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

補助金等の交付を受けたいので、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等	名称		
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着手年月日	年 月 日
		完了予定年月日	年 月 日
添付書類			
消費税の適用に関する事項 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)		① 補助金交付額の算定 <input type="checkbox"/> 消費税額尾補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)	
		② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由 <input type="checkbox"/> 免税事業者である <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他 ()	

第2号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教青指令第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

船橋市長

年 月 日付け申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
経費所要総額のうち補助の対象となる経費		円	
交付決定額			
交付予定時期			
交付条件		<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。 	

第3号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付要綱第8条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教育指令号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等	名称		
	実施場所		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額	円		
既交付額	円		
補助対象経費精算額	円		
補助事業等の経過及び内容			
添付書類			

第4号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金等の額を確定したので、船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付要綱9条の規定により、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教青指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
交 付 決 定 額		円	
補 助 対 象 経 費 精 算 額		円	
補 助 率		%	
交 付 確 定 額		円	

第5号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所
氏名

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金交付要綱第7条の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教青指令第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
未 交 付 額	円		
交 付 請 求 額	円		
添 付 書 類	1. 補助金交付決定通知書の写し		

第6号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金精算書

船橋市長 あて

住 所
補助事業者 団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定があった 年
度船橋市青少年相談員連絡協議会補助金について、船橋市青少年相談員連絡協議会補助
金交付要綱第9条の規定により、下記の通り精算します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教青指令第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日 交付 _____円		
交 付 確 定 額	円		
精 算 額	円		

第7号様式

船橋市青少年相談員連絡協議会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団 体 名
代 表 者

年 月 日付船教青第 号により交付決定があった船橋市青少年相談員
連絡協議会補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等交付確定額 _____ 円
- 2 確定申告により確定した船橋市青少年相談員連絡協議会補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載する
こと） _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合な
ど）

3

添付資料

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特
定収入割合が5%をける事業者は添付不要）